

一般社団法人金融知識スタディ協会
定款

平成27年 月 日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日成立

一般社団法人金融知識スタディ協会

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人金融知識スタディ協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を埼玉県入間市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、金融知識を学ぶ場を作り、広く金融知識の普及を図ることで、個人の金融リテラシーを向上させ、日本経済が発展することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 金融知識の普及・啓蒙活動及び情報提供
- (2) 人材育成及び研修・教育事業
- (3) 資格付与のための技能検定および資格認定試験の企画、制作及び実施、運営
- (4) セミナー、イベント企画、運営、マーケティング、集客支援及びコンサルティング
- (5) 各種映像、動画、デジタルコンテンツ、音楽ソフト等の企画、製作、配信及び販売
- (6) 出版物の企画、製作、監修及び販売
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき

(5) 総社員の同意があったとき

(退社)

第 7 条 社員は、1ヶ月以上前に当法人に対して予告することで退社することができる。但し、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 9 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 10 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 11 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 12 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 13 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 14 条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員

(員数)

第 17 条 当法人には理事 1 名以上を置く。

(選任等)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第 20 条 当法人は、代表理事 1 名以上を置き、社員総会の決議により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第 21 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 22 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理

事との利益が相反する取引

第 5 章 計算

(事業年度)

第 23 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第 25 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 26 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 27 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月末日までとする。

(設立時役員)

第 28 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	池田 洋子
設立時理事	村松 祐子
設立時理事	石森 久雄
設立時代表理事	池田 洋子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 30 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員 住所 埼玉県入間市
名称 池田 洋子

設立時社員 住所 神奈川県横浜市
氏名 村松 祐子

設立時社員 住所 東京都八王子市
名称 石森 久雄

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人金融知識スタディ協会設立のため設立時社員池田洋子他 2 名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 27 年 2 月 27 日

設立時社員 池田 洋子

設立時社員 村松 祐子

設立時社員 石森 久雄

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人 行政書士 石下 貴大

※所在地に関しては個人情報保護のため、一部記載とさせていただきます。

代表理事 池田洋子